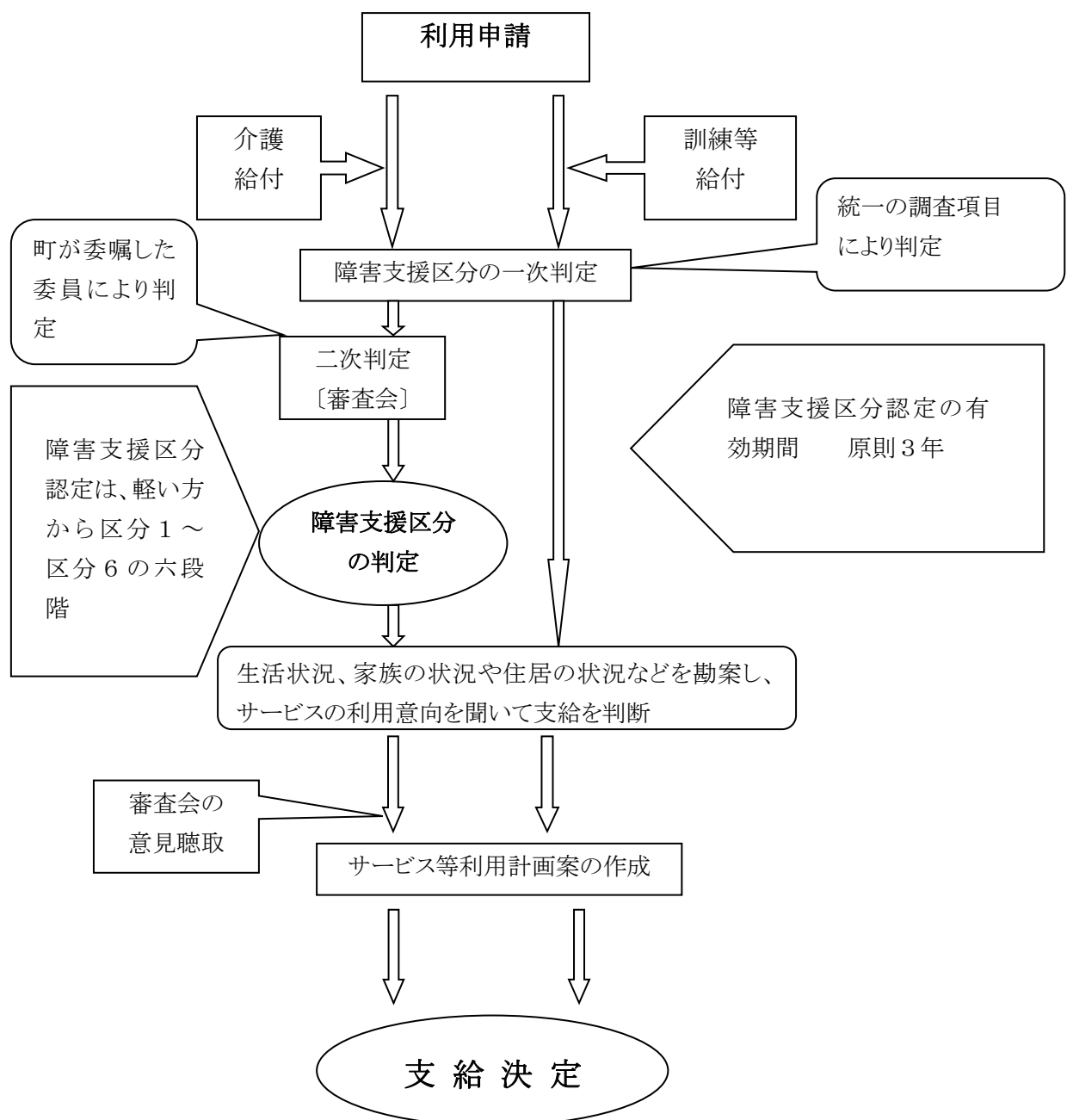


3. 介護給付、訓練等給付

障害者総合支援法に基づき、在宅・通所・施設入所等のサービスを提供します。

内 容	経 費	申込先
障がいのある方、難病の方が介護を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」のサービスを、障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別にサービス内容、サービス量を決定し、支給します。	基本は1割負担。 被保護世帯は無料。その他は市民税課税状況・年金受給状況による月額負担上限額を設定。	福祉事務所 (障がい者支援係) 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931

【サービス利用申請から給付決定まで】



【利用者負担上限月額（介護給付、訓練等給付）】

利用者負担上限月額は、ご利用になる方の年齢・サービスの種類および世帯等の課税・収入状況により次のとおりとなります。

＜収入・所得割額の判定対象者＞

I & II →利用者本人＋配偶者

（１８歳以上の居宅・通所サービス、グループホーム利用者及び２０歳以上の施設入所利用者）III & IV →利用者本人の保護者の住民登録世帯

（１８歳未満の居宅・通所サービス利用児童及び２０歳未満の施設入所者）

I ＜居宅・通所サービス利用者（１８歳以上）＞

区 分	世帯の収入状況・所得等の要件	負担上限月額
低所得 1	町民税非課税世帯（年間収入 80 万円以下）	0 円
低所得 2	町民税非課税世帯（年間収入 80 万円超え）	0 円
一 般 1	町民税課税世帯（町民税所得割の合計額が 16 万円未満）	9,300 円
一 般 2	町民税課税世帯（町民税所得割の合計額が 16 万円以上）	37,200 円

II ＜施設入所利用者（２０歳以上）及びグループホーム利用者（１８歳以上）＞

区 分	所得等の要件	負担上限月額
低所得 1	町民税非課税世帯（年間収入 80 万円以下）	0 円
低所得 2	町民税非課税世帯（年間収入 80 万円超え）	0 円
一 般 2	町民税課税世帯	37,200 円

※ 20 歳以上の施設入所者及びグループホーム利用者は町民税所得割が 16 万円未満であっても、区分は「一般 2」となります。

III ＜居宅・通所サービス（１８歳未満の児童）＞

区 分	所得等の要件	負担上限月額
低所得 1	町民税非課税世帯（年間収入 80 万円以下）	0 円
低所得 2	町民税非課税世帯（年間収入 80 万円超え）	0 円
一 般 1	町民税課税世帯（町民税所得割の合計額が 28 万円未満）	4,600 円
一 般 2	町民税課税世帯（町民税所得割の合計額が 28 万円以上）	37,200 円

IV ＜施設入所利用者（１８～１９歳）＞

区 分	所得等の要件	負担上限月額
低所得 1	町民税非課税世帯（年間収入 80 万円以下）	0 円
低所得 2	町民税非課税世帯（年間収入 80 万円超え）	0 円
一 般 1	町民税課税世帯（町民税所得割の合計額が 28 万円未満）	9,300 円
一 般 2	町民税課税世帯（町民税所得割の合計額が 28 万円以上） 及びグループホーム利用者	37,200 円

※なお＜生活保護受給者（生活保護受給世帯）＞の利用者の方は、負担上限月額は 0 円です。

【 介護給付、訓練等給付のサービス内容 】

(1) 障がい者を対象としたサービス

自立支援 給付	障がい福祉サービス	対 象 者	サービス内容
介護給付	居宅介護	障がい者 《障害支援区分1以上》	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする者 《障害支援区分4以上で2肢以上に麻痺があり、認定項目調査で「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が「できる」以外で認定された者》	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする者《障害支援区分3以上》	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	常時介護を有する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者 《障害支援区分6》	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする者 《障害支援区分1以上》	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする者 《気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をおこなっている障害支援区分6の者、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって障害支援区分5以上》	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者 《障害支援区分3以上、50歳以上は障害支援区分2以上》	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者 《障害支援区分4以上、50歳以上は障害支援区分3以上》	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障がい者	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の維持・回復訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的、精神障がい者	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間日常生活能力を向上するための訓練や相談支援を行います。
	就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用計画に基づく就労が可能な者	通所により、雇用計画に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。
	就労継続支援B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	就労し、又は就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

(2) 障がい児を対象としたサービス(障害児通所支援)

サービス名	対 象 児 童	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団生活への適応訓練などの支援を実施
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童	日常生活における基本的な動作の指導などの支援及び治療を実施
放課後等デイサービス	就学中の障がい児	授業の終了後又は休校日において、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などの支援を実施
保育所等訪問支援	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を実施

